

同一労働

同一賃金 対応実務講座

まだ間に合う！
令和3年4月～
中小企業にも適用



～最高裁判決を踏まえて～

参加費
無料

日時 令和3年 2月3日(水) 13:00~17:00

開催方法 オンライン開催 (Cisco Webex Meetingsを使用)

ただし、オンライン環境がない場合、以下の会場で受講可能です。(定員40名 ※先着順)
【会場】鳥取県庁第2庁舎4階 第22会議室(鳥取市東町1丁目271番地)
※マスクの着用及び検温に御協力ください。当日体調不良の場合は、会場での受講をご遠慮ください。

令和2年10月に同一労働同一賃金に関する最高裁判決が相次いで出され、退職金や賞与、各種手当、各種休暇について判断がなされました。本講座では最高裁判決を解説するとともに、同一労働同一賃金への対応として、会社はどのような点に気をつければ良いのか、何をどのように取り組めば良いのかを解説します！

講師

かきつばた

杜若経営法律事務所

むかい らん

弁護士 向井 蘭 氏

労働法務を専門とし使用者側の労働事件を主に扱う事務所に所属。これまで、過労死訴訟、解雇訴訟、石綿じん肺訴訟。賃金削減(就業規則不利益変更無効)事件、男女差別訴訟、団体交渉拒否・不誠実団体交渉救済申立事件、昇格差別事件(組合間差別)など、主に労働組合対応が必要とされる労働事件に関与。近年、企業法務担当者向けの労働問題に関するセミナー講師を務める他、労働関連誌「ビジネス法務」「企業実務」等に寄稿し情報提供活動も盛んに行っている。



対象者・定員

企業・団体の労務管理担当の方、支援機関(金融機関・商工団体・行政等)の方
※オンライン受講の場合、定員なし。会場受講の場合、定員40名(先着順)

申込方法

令和3年1月26日(火)までに参加申込書(裏面)又は本セミナーのホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/294676.htm>、右QRコードでアクセス可)にてお申込みください



【主催】鳥取県

【後援】厚生労働省鳥取労働局・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県中小企業団体中央会
公益財団法人鳥取県産業振興機構・一般社団法人鳥取県経営者協会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会
鳥取県社会保険労務士会

- 1 日本版同一労働同一賃金の法令の全体像について
- 2 日本版同一労働同一賃金の意図・今後社会に与える影響
- 3 2020年10月に出生された最高裁判例について
 - (1) 賞与・退職金は非正規雇用には支払わなくともよいのか？
 - (2) 正社員登用制度が最高裁判決に与えた影響
 - (3) 比較対象は従業員側が選んだ正社員のみになるのか
 - (4) 期間雇用の定年制のリスク
 - (5) 期間雇用の更新上限について
 - (6) 「相応に継続雇用が見込まれる」場合とはどの程度を指すのか
 - (7) 同一労働同一賃金マトリクス
- 4 最高裁判決と同一労働同一賃金ガイドラインとの相違点
 - (1) 賞与について
 - (2) 有為人材論について
 - (3) 病欠休暇について
 - (4) 比較対象の正社員について
- 5 どのように比較をするか
 - (1) 比較表を用いた比較
 - (2) 何をどのように比較すればよいのか

- 6 同一労働同一賃金に対応した説明義務の履行
 - (1) 基本給、各種手当、賞与、退職金について最高裁判決に対応した説明具体例
- 7 同一労働同一賃金に対応した社内制度・規程
 - (1) 今回の最高裁判決で重要視された正社員登用制度の存在
 - (2) 限定正社員制度の導入
 - (3) 限定正社員制度・限定正社員登用制度に関する規定・注意点
 - (4) 同一労働同一賃金に対応した就業規則・賃金規程及び注意点
- 8 同一労働同一賃金に対応するための具体的な方法
 - (1) 非正規雇用の待遇を引き上げる（引き上げる程度）
 - (2) 各種手当を廃止し正社員の職責に対する手当に変換する（方法・リスク）
 - (3) 限定正社員制度を導入し、限定正社員に登用する（方法・限界）
 - (4) 各種手当を基本給に組み入れる（意義・リスク）

「同一労働同一賃金対応実務講座」参加申込書 (締切り: 令和3年1月26日(火))
 <必要事項を記載してください／記載された情報は、本セミナーに係る事務以外の用途には使用しません>
 とっとり電子申請サービスから、お申し込みもいただけます。こちらのQRコードを読み込んでください⇒



参加申込を受け付けた旨の電話又は電子メールでの連絡を希望される場合は○を付けてください ⇒ ()
 ※オンライン受講の場合、講座開催の数日前に、記載いただいたメールアドレスに受講のためのURLをお送りします。

企業・団体名			
参加者氏名	受講方法(いずれかに○)		メールアドレス
	オンライン	会場	
担当者連絡先(電話又はメールアドレス)			
備考			

【問合せ・申込先】 鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
 〒680-8570 鳥取市東町1-220 フリーダイヤル：0120-833-877 電話：0857-26-7662
 ファクシミリ：0857-26-8169 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
<https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm> (右のQRコードでアクセス可)



令和2年度働きやすい鳥取県づくり推進事業は、「株式会社ビートルレーディング」様、「株式会社グリットウェブ」様からの御協賛をいただいています。